

平成 21 年度 NPO からの協働事業等提案（研究提案）研究会（第 1 回）

テーマ：「デートDV被害者への支援体制づくり」に向けての協働研究

日 時：平成 21 年 10 月 5 日（月）13：00～15：00

場 所：アスト津 3 階 県民交流センター控え室

出席者：特定非営利活動法人 女性と子どものヘルプライン・MIE

（堤さん、水谷さん）

こども局こども家庭室（高橋さん）

教育委員会生徒指導・健康教育室（今田さん）

男女共同参画・NPO 室（男女共同参画グループ：辻さん）

協働サポート委員：浦田さん

事務局（男女共同参画・NPO 室 NPO グループ：明石、川端、高崎）

前回のふりかえり

この研究会では、デートDV被害の現状について、関係機関が持っている情報を共有し、今後どのような支援が必要か、それに対して、関係機関がどのような役割を持てばよいか、関係機関の機能がより発揮されるためのネットワークづくりなどを話し合っていく。

まずは、デートDVに対する取り組み事例や、実態を掴むためのデータを確認する。

デートDVの現状について

県外の支援事例について報告。

神戸市の取り組み。

ウィメンズネットこうべ。

性暴力などいろんな暴力の被害にあっている女性を支援するグループ。

シェルターを持っており、年間 20～25 組がシェルターに入る。三重県から来る人もいる。

その人達の話を知ると、10 代の頃に疑わしい恋愛をしている女性が非常に多い。予防教育が大事。ひとりでも多く、正しい知識を持った青少年を育てる必要を強く感じる。

新聞社の助成金を活用して、年間 50～60 の高校に出前講座を実施。中学校も増えている。毎日、学校で子ども達と接する先生、特に養護教諭の存在は重要。養護教諭の研修を充実させる必要がある。

支援する人を養成する講座を実施しているが、受講者は退職した先生も多い。男性もいるし、当事者だった方もいる。

岡山県の取り組み

官と民が協働して事業を実施している。民のメンバーは、弁護士、産婦人科医、NPO、子どもに対する人権教育団体など。

特徴としては、子ども達が自由に書き込めるインターネットの掲示板あり。NPO が管理している。3年間で3万件のアクセス。いたずら書きも多いため、メンバーの一人が削除していくのにかかりっきり。書かれた相談内容が、法的なことは弁護士が、医学的なことは医師が答えている。それを別の子ども達を読んで助けになる場合もある。

高校生同士、大学生同士など、若者が互いに支えあうことがデートDVには大事である。

千葉県の取り組み

千葉県高等学校教育研究会養護部会研究会でマニュアルを作成。マニュアルを作成することにより、共通の認識を持つ。相談・問い合わせ先には、官民両方の連絡先が記載されている。

具体的な取り組みをするまでに、大学生が集まって勉強会を重ねたという経緯があった。2006年度にはフォーラムを開催。これらの活動は突然出てきたわけではなく、デートDVに対する理解があり、発展しているんな活動につながっている。

県内の状況について

スクールカウンセラーについて

平成7年から調査研究事業としてスタートした。平成21年度の配置は、小学校40校、中学校150校、高校20校。他に業務を持ちながらスクールカウンセラーをやっている方、併せて94名を任用。相談は、生徒が約4割、教員が4割で、保護者からの相談もある。

内容は、不登校、人間関係、非行一般、いじめ、その他、という分け方なので、デートDVに特化した相談がどれくらいあるか、というデータは掴んでいないが、相談のあった事案については、スクールソーシャルワーカー等との連携を図り対応している。(人間関係が30%、不登校25%、学習関係10%弱。非行、いじめは少ない。その他が3割)

中途退学について

平成19年度。県立高校で730人。理由は学校生活、学業不適應が半数。生徒の目的意識、学習意欲、中学校での進路選択の支援をしていくことが必要と考えている。

女性相談の実施について

女性相談所に寄せられた相談のうち、デートDVの相談は昨年で十数件。全て本人からではなく、母親からの相談。

相談所としては、法的な手立てがなく、警察を紹介している。本人からの相談ではないので、本人に直接助言をすることができず、母親の相談を聞くだけに

なっているのが現状。

警察に問い合わせたら、男女間トラブルでの暴力はあるが、デートDVとしての相談は受理していない。デートDVに関する相談対応者のカリキュラム、マニュアル等はない。

意見交換

関係機関に相談がないのは、被害者達がどこに電話をすればいいかわからないから。高校生は女性相談所を知らない。話を聞いてくれる場所を、全ての高校生が知っていることが大事。電話しないのではなく、電話できないのが現状。電話した先がしっかり受けとめられなかったり、あしらわれてしまったと感じたりしたら、二次被害になる。孤立が深まる。まずは、相談できる場所をしっかりと作ること、その後にみんなに知らせること。これが最初に行える支援である。

高校生は学校の養護教諭に相談することが多い。親には相談しない。デートDVの研修会に、養護教諭が参加できるようにすることが必要。学校からのニーズが増えていけば、研修会も増えていく。表には出てきていないが、潜在化している部分がたくさんあると思う。

大人を変えることは大変である。まだこれからの子ども達への教育が必要。伝えていかなければならない。

社会的に課題として認識されるように持って行くことが大事。マスコミを活用して、広く認識してもらい取り組みも重要。

一緒に歩いているカップルがもめているのをみて、ただの痴話喧嘩とみるか、支配されているのではないかとみるか。その意識を持つことが大事。日常の様子を見ながら子ども達と関わっていく。デートDVに対する知識、対応のあり方を学ぶ研修が大事。

どんな研修がよいのか、必要なのか。検討する必要がある。

デートDVに対するネットワークを広めていくことも大事。犯罪被害者支援をしている方々ともつながり。デートDVは犯罪であるということも社会に広めていくことが必要。

デートDVの相談を受けるときのマニュアルが必要。どんな対応をすればよいか。具体的なマニュアルは全国的にもない。相談を受ける個人の資質にたよっている。

次回の研究会について

日時：12月11日（金） 13時～

議題：関係機関のネットワーク、研修・啓発のあり方について